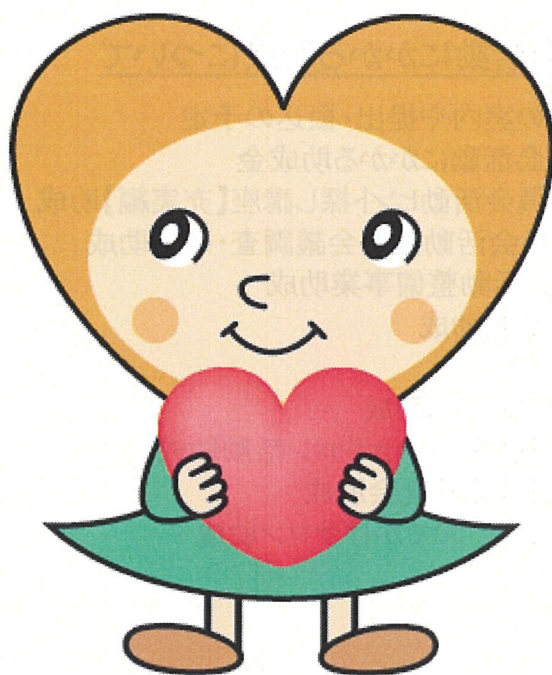


令和7年度 地域福祉委員会活動のてびき

助けたり、助けられたりの
地域づくり



地域福祉推進のマスコット
のみんちゃん



社会福祉法人能美市社会福祉協議会

目 次

1. 地域福祉委員会活動について

	頁
(1) 能美市地域福祉計画と能美市地域福祉活動計画における 地域福祉委員会の位置づけ	 1～2
(2) 地域福祉委員会活動をすすめましょう	 3
(3) 地域福祉委員会 Q&A【組織編】【活動編】	 4～7

2. 地域福祉委員会の活動支援について

(1) 研修・講座の予定	 8
地域福祉委員会活動ヒント探し講座【基礎編】【充実編】	 9
(2) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置	 9
(3) ボランティア器材の貸出	 10
(4) いきいきサロン運営ボランティア・参加者の事故に対する補償	 10
(5) 車両(つなぐ号)の貸出	 11
(6) 支え合う福祉のまちづくり講座	 11

3. 地域福祉委員会活動にかかる助成について

(1) 助成関係書類の案内や提出・振込の予定	 12
(2) 地域福祉委員会活動にかかる助成金	
ア 地域福祉委員会活動ヒント探し講座【充実編】助成	 13
イ 地域福祉委員会活動推進会議調査・研究助成	 14
ウ 地域助け合い活動整備事業助成	 15
エ 福祉推進員活動助成	 16
(3) いきいきサロンにかかる助成	
① 地域福祉委員会いきいきサロン活動助成	 17
② 一人暮らし高齢者昼食会助成	 18
③ 地域福祉委員会 おでかけサロン助成	 19

4. 資 料

・地域福祉委員会活動助成実施要項	 20～21
・地域福祉委員会活動ヒント探し講座【充実編】助成状況一覧	 22
・地域助け合い活動整備事業助成状況一覧	 23
・地域福祉委員会いきいきサロン活動助成要綱	 24
・一人暮らし高齢者昼食会助成要綱等	 25～26
・地域福祉委員会 おでかけサロン助成事業要綱等	 27～28

1. 地域福祉委員会とその活動について

- (1)能美市地域福祉計画と能美市地域福祉活動計画における
地域福祉委員会の位置づけ
- (2)地域福祉委員会活動をすすめましょう
- (3)地域福祉委員会 Q&A【組織編】【活動編】

(1) 能美市地域福祉計画と能美市地域福祉活動計画における地域福祉委員会の位置づけ

能美市第1次地域福祉計画 ～ 能美市第4次地域福祉計画 (令和4～8年度)

【第二次地域福祉計画 第1章 支え合い、ともに生きる「地域づくり」より一部抜粋】

地域福祉委員会

- ・町会・町内会、役員、民生委員・児童委員、福祉推進員、地域福祉委員会活動推進員、各種団体役員および地域住民により福祉向上のための検討や活動を行う会

- ・町会・町内会単位で設置

●地域に応じた生活課題の把握

●生活課題の解決に向けた取り組みの検討、実施

・支援を必要とする人の見守り体制の検討、実施

・個別支援体制の検討、実施、評価

・児童・生徒の安全確保のための見守り体制の検討、実施

・災害時の対応の検討、周知

・関係機関との連携体制の検討 等

※地域福祉委員会では、PDCA サイクルで取り組みます

Plan (計画) → Do (実施・実行) → Check (点検・評価) → Action (処置・改善)

地域福祉見守りネットワーク活動の推進・充実

普段の見守り活動の推進

見守り (児童を含む)
声掛け・訪問
話し相手・相談等

個別支援
活動の推進
支え合い・助け合い

災害時要配慮者 支援体制の整備

雪害・大雨・火災
地震等の災害時の対応

地域住民の参画と関係機関の連携

「安全・安心ネットワーク」の構築

小地域活動の基盤 地域福祉委員会 (91 地域福祉委員会・地区福祉委員会含む)

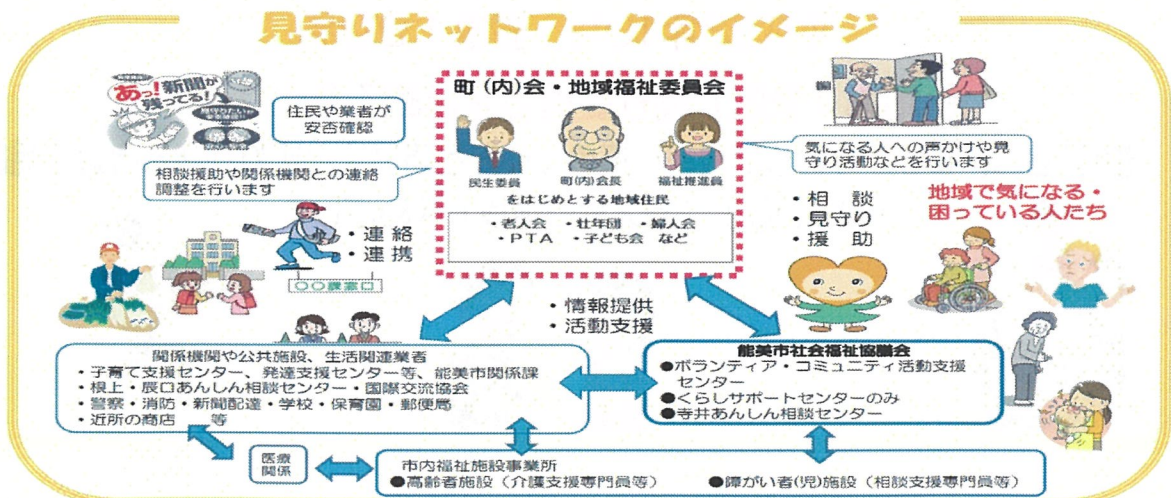
地域ぐるみの見守りや支えあいを進める組織 74 町会ごとに「地域福祉委員会」を設置 100 %

・単位は、町(内)会とします。(情報伝達のしくみと強いまとまり)

・町会長が、委員長となります。町会役員、公民館、民生委員・児童委員、福祉推進員、各種団体、住民が参加し、地域福祉は福祉関係者だけでなく、まちぐるみの体制で！

1. 町の状況を住民自身が把握し、話し合います。
2. だれかの困りごとを、町の皆の問題として見て、解決を考えます。
3. 隣近所、各種団体等、町の皆が連携しあい、解決策を実践します。
4. 地域福祉委員会の活動にいきいきサロンを位置づけます。

見守りネットワークのイメージ



地域福祉計画（市の行政計画）と第4次能美市地域福祉活動計画（住民による行動計画）が両輪となり、地域福祉活動を推進

能美市地域福祉活動計画

第1次（平成20～24年度）・第2次（平成25～29年度）・第3次（平成30～令和3年度）

そして、**第4次（令和4～8年度）**

◆ 基本理念

みんなで創るこころ豊かな地域社会

◆ 基本目標

助けたり、助けられたりの地域づくり
～誰一人取り残さない、取り残されない～

◆ 方針

- ・自助互助による、共生のための意識づくり
- ・自助互助による、見守り助け合いのしくみづくり
- ・自助互助による、つながりのしくみづくり

地域福祉委員会

能美市「地域福祉計画」に「地域福祉委員会の設置」が示され、
「**地域福祉活動計画**」では、地域福祉委員会の設置と活動支援に取り組む

74町会ごとに「地域福祉委員会」を設置

平成28年10月 設置100%

※ 地域（地区）福祉委員会を含めて91か所

町(内)会は、しっかりとした情報伝達のしくみと強いまとまりがある身近な組織
「お互い様」「支え合う地域」をめざして

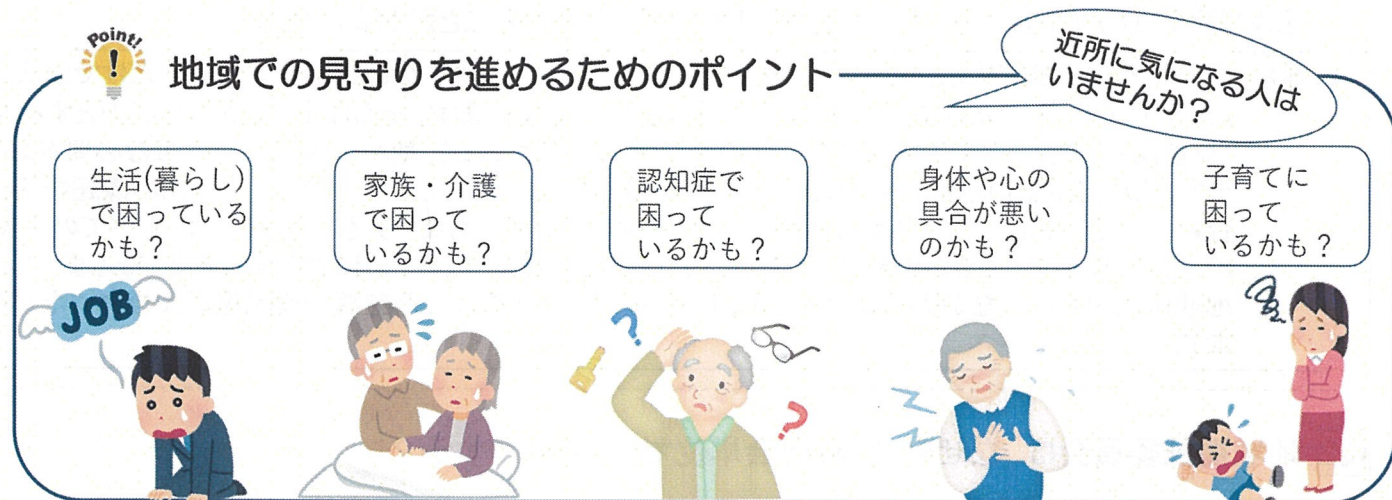


(2) 地域福祉委員会活動をすすめましょう

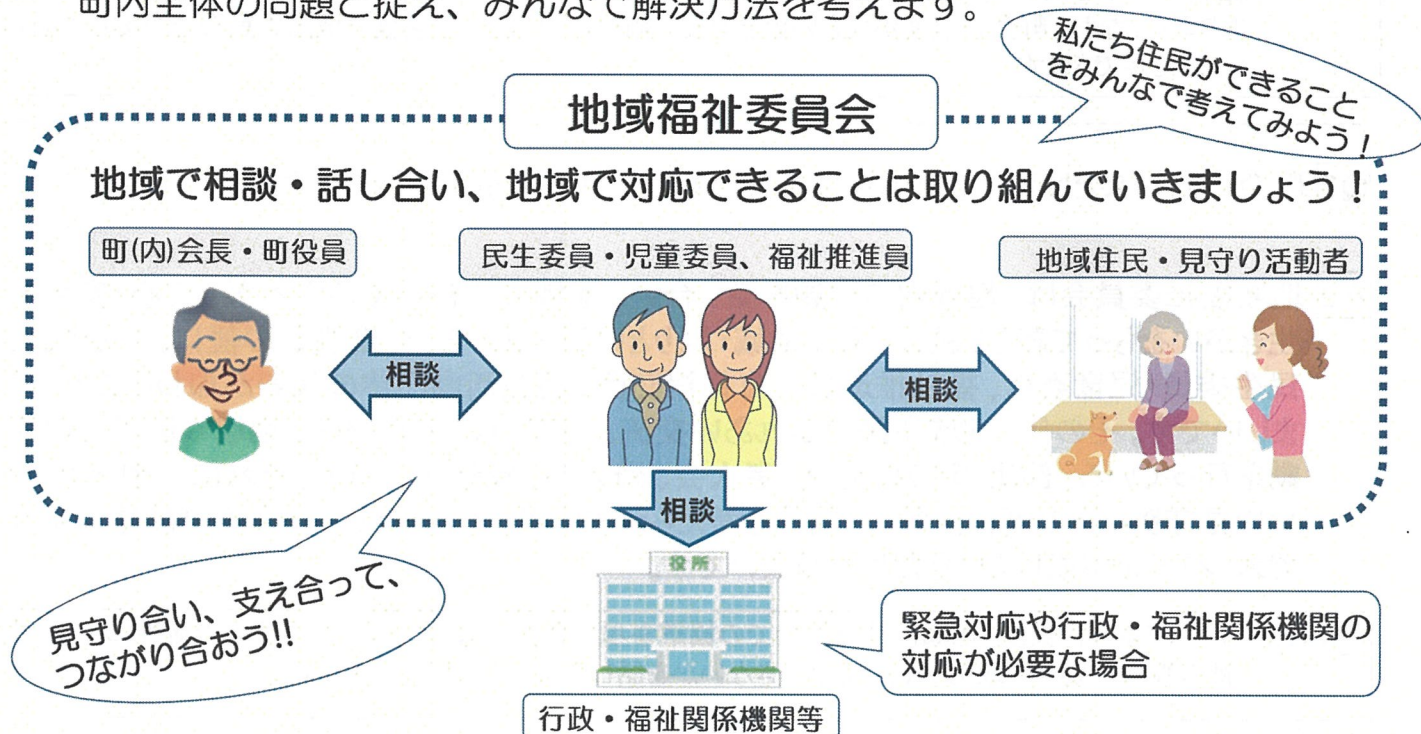
～ご近所・同じ町内だからこそ、できることがあります！～

近年では、人口減少や少子高齢化などで、地域社会のつながりや人間関係の希薄化が進み、福祉課題が複雑化・多様化しています。

今、私たちが暮らす地域には、高齢者や障がいのある人など、様々な人々が生活しており、頻発する自然災害等を含め、身近な地域で住民同士の日頃からの『ちょっとした目配り』や『さりげない気配り』等の見守り活動が求められます。



地域福祉委員会では、1人ひとりの住民が抱える生活上の困りごとを、町内全体の問題と捉え、みんなで解決方法を考えます。



(3) 地域福祉委員会Q & A【組織編】【活動編】

地域福祉委員会Q&A【組織編】

※ここでは「町会・町内会」を「町会」と表現を統一しております。

Q1 地域福祉委員会の設置の目的はなんですか？

A1 地域福祉委員会の設置は、同じ地域の住民それぞれの困りごとや心配ごとを地域の課題として話し合い、その課題の解決に向けて、住民同士が協力し取り組んでいくことで、「お互い様の気持ち」を育み、「支え合う地域づくり」を進めることが目的です。

A1補足 少子高齢化や核家族化、生活スタイルの多様化が進み、様々な生活課題に個人や家族だけで解決したり、行政サービスだけで対応することが難しくなっています。そんな中で、支援を必要とする人（要援護者）の見守りや生活支援を一部の福祉関係者だけでなく、地域全体として取り組む必要があります。また、地域住民相互のつながりの希薄化も問題となってきたことから、地域内の課題を話し合い、交流を促進し、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、地域に住むすべての人々が、安心・安全で、生きがいを持って暮らし続けられる地域をつくるために設置する必要がありますし、地域住民相互のつながりを深めることが、災害発生時の早期の安否確認や要配慮者支援につながります。

Q2 地域福祉委員会は、なぜ町会・町内会単位でつくるのですか？

A2 身近な地域のことをその地域に住む人が一緒に考えられる単位として、町会が考えられ、古くから住民同士の情報伝達のしくみがあり、まとまりが一番強い組織といえます。

A2補足 個人の生活において、一番小さい単位は家、次に隣近所、班・組等、町会、小学校区、中学校区、市と、その関わりはだんだん見えにくくなってきます。身近な地域のことを、その地域に住む人が一緒に話し合い考えられる単位として、町会があり、そこにはしっかりとした情報伝達のしくみと強いまとまりがあります。なお、町会の規模が大きい場合には、細部の組織として複数の地区委員会を組織して活動することができます。

Q3 町会の役員会とは別に、地域福祉委員会を設置する必要があるのですか？

A3 地域福祉委員会は、地域内の課題を話し合い、地域に住む全ての人々が、安心・安全で生きがいをもって暮らし続けられる地域づくりという観点から、町会役員の他に、少なくとも民生委員・児童委員、福祉推進員や自衛消防団、防犯活動団体の代表が加わるのが望ましいです。その他、地域住民のふれあい交流、健康づくりの行事や、地域の清掃等の活動を行っている、健康づくり推進員、老人会、婦人会、壮年団、PTA、それにいきいきサロンや見守り会等の福祉活動者・団体も考えられますが、それぞれの町会の規模や考え方でメンバーを構成していただければよいです。

A3補足 各種団体の代表は、地域福祉委員会での協議事項を会員・団員に伝え、自分たちの活動にも、より福祉の視点や要素を取り入れることができないかを話し合うことが望ましいでしょう。

Q4 なぜ、町会長が地域福祉委員会の委員長になる必要があるのですか？

A4 地域福祉の目的は、地域に住むすべての人々が安心・安全で、生きがいを持って暮らし続けられる地域をつくるためです。そのためには、地域福祉委員会のメンバーをはじめ、町民全員の協力が必要であることから、町会を統括する町会長が委員長となるようにお願いしています。

Q5 小さな町会では、普段から町内のことは大体分かり合えているので、わざわざ地域福祉委員会を開くほどの議題はないし、大きな町会では、地域福祉委員会のメンバーが多くなり、会合を開くだけでも大変だと思うのですが？

A5 比較的小さな、ある町会は、町会の役員会のついでに、時間帯を区切って、民生委員・児童委員、福祉推進員や消防団長等が加わり、地域福祉委員会として協議されています。また、比較的大きな、ある町会では、地域福祉委員会のメンバーが多く、会合を開くだけでも大変なので、全メンバーに共通した基本的な事項については、全体会として年1~2回開催し、普段の具体的な課題については、少人数で幹事会を組織して、必要に応じて集まり、協議されています。幹事会のメンバーは、町会長、町会役員代表、公民館長、民生委員・児童委員、福祉推進員等で組織されています。

A5補足 地域福祉委員会では、町内のいろいろな役や立場を持つ方々が集まって、まずは町内の生活課題であつたり、町民それぞれの困りごとや心配ごとを話し合い、共有してもらいたいという主旨であり、それぞれの町会の実情に合わせて会合を持ってもらえればよいです。

Q6 地域福祉委員会と、これまで地域にある既存の組織や団体との関係はどうなるのですか？

A6 既存の組織や団体の活動は、すべて地域福祉活動の一環であると言えますので、地域福祉委員会の実践活動として、これまでどおり続けてもらい、それらの組織や団体の代表が地域福祉委員会のメンバーとなって協議に参加することが望まれます。

A6補足 既存の組織や団体としては、町会役員会、公民館運営委員会、自主防災組織、健康づくり推進チーム、老人会、婦人会、壮年団等がありますが、それぞれの組織や団体の活動そのものが地域福祉活動であると言えます。

地域福祉委員会Q&A【活動編】

Q7 地域福祉委員会では、どんなことを、どんなふうに話し合えばよいのですか？

A7 まずは、町会・町内会の現状把握から話題にしてはどうでしょうか。

例えば・・・ ①一人暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯がないか。

②閉じこもりがちで、あまり隣近所とも付き合いのない人はいないか。

③やや足腰が不自由で、災害時等に手助けが必要な人はいないか。

④気にかかる子どもや、子どもの危険に関わることはないか。 等々

そして、それらの人(世帯)の現状はどうか、困っていることは何なのか、その課題を解決に向けてどう対応していけばよいかを協議するような進め方はどうでしょうか。ただ、上記①～④は個人的で具体的な内容になることもあり、メンバーが多くなる全体会で協議することが難しいようでしたら、まずは少人数で構成する幹事会で協議し、幹事会からの提案・報告として全体会につなげ、全体会で課題共有することが望ましいでしょう。

Q8 地域福祉委員会のメンバーは、本来の役(係)を持ち、町内行事他いろいろと担っていて、福祉のことまで気が回らず、福祉について普段からあまり意識していない人もいるが、委員会のメンバーは、新たに地域の福祉活動もしなければならぬのですか？

A8 地域福祉委員会のメンバーで、**A7**のような協議をしますが、それを実践していく活動に、メンバーが必ず参加するということではありません。見守りや支援の必要な人(世帯)の日常적인見守りや個別支援の活動は、その人(世帯)の隣近所や親しくしている人をお願いしたり、また、町民のふれあい交流、健康づくり等の行事や、町内の清掃等の活動で、困りごと等の課題に対応できるようであれば、それらを行っている公民館や各種団体をお願いしたりと、多くの町民に協力を得て、町ぐるみで福祉活動に取り組んでいくことが望ましいでしょう。

Q9 町会によっては、各種団体が、健康教室、運動会、夏まつり、文化祭、清掃や粗大ゴミ収集、登下校の児童の見守り、いきいきサロン等を行っていますが、これらの行事と地域福祉委員会との関係はどのようにすればよいのですか？

A9 より多くの町民と顔を合わせ、声を掛け合うことから、親しみをもち、助け合う気持ちが生まれてくるのではないのでしょうか。各町会では、町民総出の清掃等の奉仕活動をはじめ、公民館や各種団体も、それぞれに目的をもって行事や活動を行っていますが、多くの町民がそれらに参加して、いろいろな人とふれあうことが、「支え合う地域づくり」の第一歩です。このような考え方から、町会のすべての行事・活動が地域福祉委員会の活動として位置づけられます。地域福祉委員会(幹事会)では、それらの行事・活動の中に、より福祉の視点や要素を採り入れることができないか等を検討し、必要であれば、主催している公民館や各種団体と話し合っ、改善していくことが望ましいでしょう。

A9補足 既存の行事に福祉の視点や要素を採り入れるとは、例えば、既存の行事に、高齢者や障害のある方も参加しやすいように配慮し、工夫して行うことが、1つの取り組みになります。また、いきいきサロンを開催している場合は、誰もがサロンに参加しやすくし、普段の生活上の困りごとや心配ごとが自然に話し合えるような工夫をすることで、サロンが地域の課題把握の場となり、その課題を地域福祉委員会に繋げるという循環をつくることができます。

Q10 地域福祉委員会の活動を進めていくには、まず、町会長の理解が必要ではないですか？

A10 **A4**とも重なりますが、地域に住むすべての人々が安心・安全で暮らしていくには、町民全員の協力が必要であることから、町会長の理解なく、地域福祉委員会の活動は充分にできないのではないのでしょうか。ただし、町会長はいろいろと多忙でありますので、町会長の負担軽減のために役割を分担するなど、町会の実情に合わせ、取り組みやすい進め方を話し合うことが大切です。

A10補足 町会長には、多様な職務があったり、1～2年で交代する町会もあったりと、町内の福祉課題への対応まで充分に関わっていくことが、なかなか難しい場合もあります。しかし、民生委員・児童委員や福祉推進員など一部の方だけがいくら頑張っても限界があり、民生委員・児童委員や福祉推進員の選出が難しくなっている現状からも、地域における福祉活動は、町会長の理解と指示のもとに、町会をあげての取り組みにしていくことが望まれます。

Q11 地域福祉委員会の目的が、町ぐるみで福祉に取り組んでいくことだとすると、より多くの町民に関心を持ってもらうには、どうすればよいのですか？

A11 より多くの町民に関心をもってもらうには、まずは毎年開催する町会の総会において、地域福祉委員会での協議内容や活動について報告することがよいでしょう。町内のいろいろな生活課題を知ってもらい、話し合いを重ねることで、福祉に関心を持つようになり、支え合いの気持ちが育まれていくのではないのでしょうか。
また、時には見守りとか防災など、テーマを絞った会合を開いて、地域福祉委員会のメンバーだけでなく、テーマに関係するいろいろな役職や立場の方々にも加わってもらい、具体的な対応策や役割分担を協議し、協力し合うことも必要でしょう。

2. 地域福祉委員会の活動支援について

(1) 研修・講座の予定

- ・福祉推進員・いきいきサロンボランティア合同研修会
- ・地域福祉委員会活動ヒント探し講座【基礎編】【充実編】
- ・地域福祉セミナー
- ・春 まち ぽかぽか プロジェクト

(2) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置

(3) ボランティア器材の貸出

(4) いきいきサロン運営ボランティア・参加者の事故に対する補償

(5) 車両(つなぐ号)の貸出

(6) 支え合う福祉のまちづくり講座

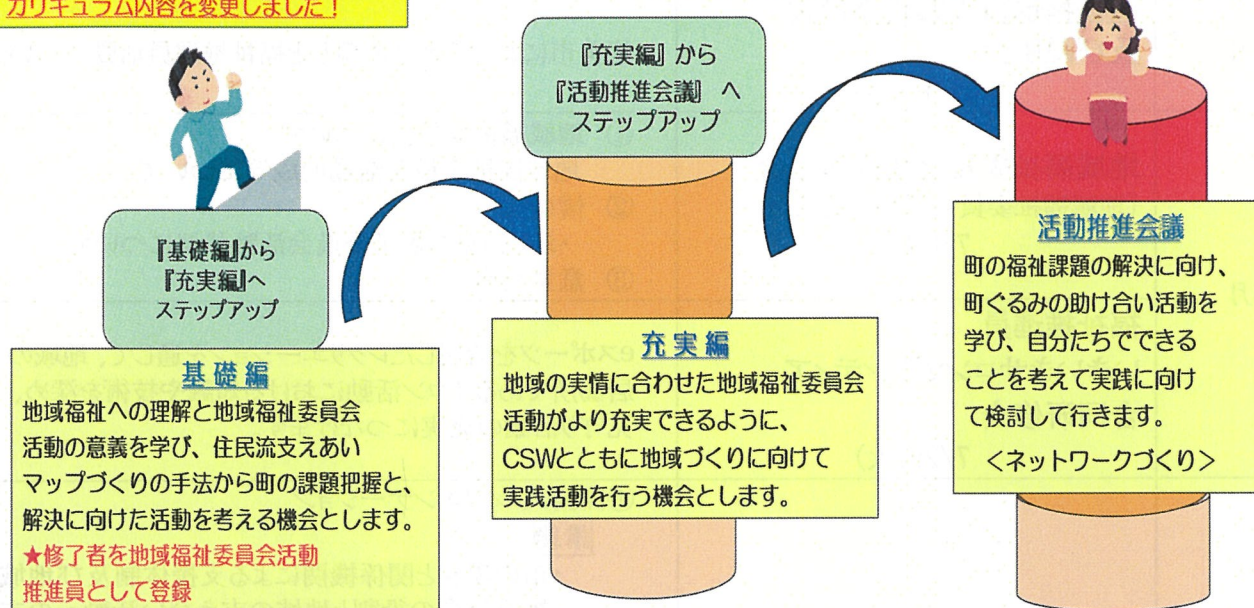
(1) 研修・講座の予定

月	研修・講座 名称	研修内容
5月	福祉推進員委嘱状交付式 及び説明会 5/16 (金)	能美市における地域の現状と福祉推進員活動について
7月	地域福祉委員会活動連絡会 (地域福祉委員会活動推進会議) 7/8 (火)	① 地域福祉委員会について 地域福祉委員会活動助成等について ② 情報提供 ・地域(地区)福祉委員会活動状況について ③ 意見交換
	福祉推進員 いきいきサロンボランティア 合同研修会 7/29(火)	eスポーツを活用したレクリエーションを通じて、地域の居場所であるサロン活動における知識や技術を深め、見守り活動の充実につなげます。
8月～11月	地域福祉委員会活動 ヒント探し講座【基礎編】 全 3 回 ① 8/5 (火) ② 8～10 月 ③ 10/24 (金) ※②の開催日時は、地域(地区)福祉委員会で希望日を決め、社協へご連絡下さい。	①開講式・オリエンテーション 講義 ・市の現状と関係機関による支援体制及び地域福祉委員会の役割と地域の支え合い活動への支援についての概要説明 ・「見守りポイントリスト」を活用し、見守り・助け合い活動の視点を学びます。 ②地域福祉委員会における住民流支えあいマップの目的とその手法を学ぶ。 講義・実践 社会福祉協議会職員が地域に出向き、地域福祉委員会の皆さんと一緒にマップづくりの手法を学び、実践します。 ③閉講式 事例紹介 ・昨年度受講した町(内)会の感じたことやその後の活動を聞き、受講後の活動につなげます。
	地域福祉委員会活動 ヒント探し講座【充実編】 全 3 回 ① 9～10 月 ② 11/14(金) ※①②の開催日時は、地域(地区)福祉委員会で希望日を決め、社協へご連絡下さい。	①地域での助け合い活動について話し合う 実践 どんなしくみで助け合いができるだろう？ CSW と共に実践活動をしてみよう！ ②地域づくりについて話し合う 実践 自分たちのペースでできることから始めよう！ CSW と共に地域づくりをスタートしよう！ ③取り組みについて情報共有しよう！ 修了式 受講町(内)会で取り組みについて情報共有し、今後の活動につなげます。
2月下旬～ 3月上旬	地域福祉セミナー (地域福祉委員会活動推進会議)	地域福祉委員会活動について
2月下旬～ 3月上旬	春 まち ぽかぽか プロジェクト	地域のいろいろな支え合い・助け合い活動を知り、学び、話し合う機会として開催します。

※日程・内容については、変更となる場合があります。

「地域福祉委員会活動ヒント探し講座」で段階的に人材育成と活動の充実をはかりましょう！

★令和6年度より、
カリキュラム内容を変更しました！



地域福祉委員会活動連絡会・地域福祉セミナー

91地域（地区）福祉委員会が集まり、地域での問題解決に取り組む情報交換の機会とします。

（2）コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置

地域の福祉課題解決に向け、地域で活動する個人や団体など、さまざまな社会資源を活かし、専門機関や福祉制度と結びつけながら、誰もが暮らしやすい地域づくりを地域住民と一緒に進める活動をしています。

能美市の全ての町会【74町会（91地区）】に社協の担当スタッフが配置されています。

根上地区：瀬戸

寺井地区：山下

辰口地区：石川

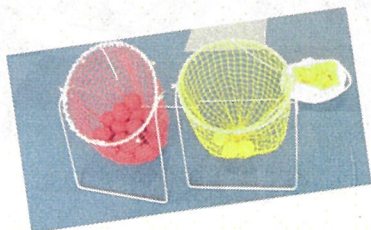


町(内)会担当職員は、地域福祉委員会の運営の悩みなどについて一緒に考えます！

(3) ボランティア器材の貸出

町(内)会の行事や、いきいきサロン等に活用いただけます。

- ・車いす ・点字器(携帯型)・プロジェクター ・CDラジカセ
- ・スクリーン ・ビデオ ・DVDデッキ ・DVD ・ポップコーン機器
- ・かき氷機 ・綿菓子機 ・
- ・レクリエーション器材(屋内用：ストラックアウト・玉入れ
- ・デジタルビンゴ・輪投げ・ポッチャー式・脳トレボードゲーム等)
- ・図書(福祉教材) ・サンタ衣装



事前に予約が必要です。
社協までご連絡
くださいね！



(4) いきいきサロンの運営ボランティア・参加者の事故に対する補償

A : いきいきサロン運営ボランティアの活動中の事故を補償する保険(全国社会福祉協議会ボランティア活動保険)に加入しています。

補償金額・・・基本 A プラン

(死亡保険、後遺障害保険金 1,040 万円 入院保険金日額 6,500 円)

補償期間・・・令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(随時加入いただけます)

申し込み・・・毎年度 3 月上旬までに、いきいきサロン代表者からボランティア名簿を提出して頂きます。(1 月下旬に案内を送付します。)

B : いきいきサロンの参加者を対象として、事故を補償する保険に加入しています。

補償金額・・・レクリエーション補償プラン

(死亡保険、後遺障害保険金 80 万円 入院保険金日額 1,000 円)

補償期間・・・令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(年度更新)

申し込み・・・不要

A・B ともに事故等があった場合は、
社会福祉協議会までご連絡くださいね！



(5) 車両（つなぐ号）の貸出



住民同士の助け合い活動の支援として、買い物や通院、いきいきサロンなどの集いの場への送迎などに活用する生活支援の車両「**つなぐ号**」を貸出しています。



【5人乗り】



【8人乗り】

自動車損害保険に、加入していますので安心して送迎していただけます！



詳しくは、社協までご相談くださいね!!

(6) 支え合う福祉のまちづくり講座

能美市社会福祉協議会 出前講座

誰もが“その人らしく”安心して暮らし続けられる地域づくり

社会福祉協議会と市民の皆さんと一緒に学び合い、思いを共有し、地域と共に行う福祉活動をより充実させるためのものです！



地域福祉委員会やいきいきサロン、町会での会合の際に、ご利用ください。



ホームページはこちら

3. 地域福祉委員会の活動にかかる助成について

(1)助成関係書類の案内や提出・振込の予定

(2)地域福祉委員会活動にかかる助成金

ア 地域福祉委員会活動ヒント探し講座【充実編】助成

イ 地域福祉委員会活動推進会議調査・研究助成

ウ 地域助け合い活動整備事業助成

エ 福祉推進員活動助成

(3)いきいきサロンにかかる助成

① 地域福祉委員会いきいきサロン活動助成

② 一人暮らし高齢者昼食会助成

③ 地域福祉委員会 おでかけサロン助成

(1) 助成関係書類の案内や提出・振込の予定

推薦・受講・申請等の 依頼	推薦・申請・報告等の 提出締切	振込予定
4月		① いきいきサロン 第1回目助成 4月30日(水)振込
5月		
6月		
7月 ★) ヒント探し講座【基礎編】 → 受講者推薦 ア) ヒント探し講座【充実編】 → 受講申請 イ) 地域福祉委員会活動推進 → 会議調査・研究助成 ウ) 地域助け合い活動整備 → 事業助成申請 エ) 福祉推進員活動助成申請 →	7月29日(火) 締切 8月22日(金) 締切	ア)、イ)、ウ)、エ) の助成 対象分10月末振込予定
8月 ① いきいきサロン 中間報告提出(1～8月分)	① 9月末 締切 →	① 第2回目助成は10月末
9月		
10月		ア)～エ)10月末振込予定
11月		
12月 ・地域福祉委員会活動報告 提出依頼 → ① いきいきサロン活動報告 提出依頼 (1～12月分) →	1月末 締切 1月末 締切	
R8.1月		
2月 ① いきいきサロン会計報告 及び実施計画提出依頼 →	3月末 締切	
3月		① いきいきサロン第3回目助成 3月振込

※①いきいきサロン・一人暮らし高齢者昼食会・おでかけサロンについての案内は、いきいきサロン代表者に送付します。但し、いきいきサロンに関する助成金振込の案内については、町(内)会長にも送付します。

※一人暮らし高齢者昼食会、おでかけサロンについては実施後、助成金交付申請書の受付の翌月に振込みます。

(2) 地域福祉委員会活動にかかる助成金

ア 地域福祉委員会活動ヒント探し講座【充実編】助成

(目的)

地域福祉委員会(以下、「地区福祉委員会」を含む)による地域の福祉課題の抽出や解決に向けた話し合いを行い、地域の実情に合わせた地域福祉委員会活動がより充実した見守り・助け合いのしくみづくりにつなげていけるよう、CSW と共に実践活動につなげていくことを目標とします。

(講座内容)

- ①地域での助け合い活動について話し合い、どんなしくみで助け合いができるか CSW と共に実践活動をしします。
- ②地域づくりについて話し合い、自分たちのペースでできることから CSW と共に地域づくりをはじめます。

地域福祉委員会活動ヒント探し講座「充実編」に申込み、指定された地域福祉委員会。市社協と連携を図りながら当該年度において、市社協の指定する会議に参加し、その取り組みを報告するなど、モデルとなるような活動に対して助成する。

(助成金の支払い)

当該年度の10月末までに振り込みます。(但し、1回目の受講終了後とする)

(助成金の額)

助成金の額	備考
一充実編地域福祉委員会あたり、 受講年度初回に限り20,000円	※事前に町(内)会が指定する地域福祉委員会の口座に振り込みます。

※未受講の7地域福祉委員会が対象となります。P22参照

※令和6年度より、講座内容変更にあわせて、名称も「実践編」から「充実編」に変更しています。

イ 地域福祉委員会活動推進会議調査・研究助成

(目的)

「安全・安心に暮せる地域づくり」の実現に向けて、地域福祉委員会(以下、「地区福祉委員会」を含む)が、自らの地域の福祉課題の解決に向けて行う実践活動の充実を目的に、必要な知識取得や、地域福祉委員会同士の情報交換を行う機会とします。さらに地域福祉委員会のネットワークを構築し、地域福祉の向上をめざすことを目的とします。

(助成対象)

「地域福祉委員会活動ヒント探し講座」の充実編を終了した地域福祉委員会。P. 22 参照
※令和6年度より実践編から充実編に名称を変更

(助成金の支払い)

当該年度の10月末までに振り込みます。

(助成金の額)

助成金の額	備考
一活動推進会議地域福祉委員会あたり、 年間10,000円	※事前に町会・町(内)会が指定する 地域福祉委員会の口座に振り込み ます。

ウ 地域助け合い活動整備事業助成

(目的)

各町会・町内会において設置される地域福祉委員会(以下、「地区福祉委員会」を含む)が、住民主体の生活上の困りごとに対する助け合い活動の基盤を整備し、助け合いの地域づくりを推進することを目的とします。

(助成対象)

日常生活上のちょっとした困りごとに対する住民主体の助け合いを行う組織体制が整備されている各町(内)会において設置される地域福祉委員会とし、組織体制には下記に掲げる機能を備えたものとします。

- (1) 高齢者等の日常生活上のちょっとした困りごとに対する相談窓口(担当者)がいること。
- (2) 困りごとに対して支援することができること。
- (3) 支援できる者が町(内)会にいること。

※助成の対象となる「日常生活上のちょっとした困りごと」の具体例

- | | | | | |
|------------------|--------|---------|--------|-----|
| ▶ごみ出し | ▶ごみの分別 | ▶粗大ごみ廃棄 | ▶掃除 | ▶調理 |
| ▶買い物同行 | ▶買い物代行 | ▶サロン送迎 | ▶病院送迎 | ▶除雪 |
| ▶草刈・草むしり | ▶木の剪定 | ▶話し相手 | ▶手続き代行 | |
| ▶その他日常生活で必要な生活支援 | | | | |

(助成金の支払い)

当該年度の10月末までに振り込みます。

(助成金の額)

助成金の額	備考
基盤整備した地域福祉委員会に、 立ち上げ時初回に限り 10,000円	※事前に町(内)会が指定する地域福祉委員会の口座に振り込みます。

*未助成の12地域福祉委員会が対象となります。P.23 参照

エ 福祉推進員活動助成

(目的)

能美市における地域福祉の推進をはかるため、各町(内)会に福祉推進員を設置し、その活動を支援します。

(任務)

福祉推進員は、能美市社会福祉協議会の活動方針にもとづき、地区担当民生委員・児童委員と連携しながら、次の各号に定める活動を行います。

- ① 担当地区内における見守り活動
- ② いきいきサロン・見守り交流会活動の支援
- ③ 地域におけるボランティア活動の推進
- ④ 見守りネットワーク活動の推進
- ⑤ 福祉推進員連絡会の研修会への参加
- ⑥ その他、市社協会長が必要と認めた事項

(委嘱)

福祉推進員は、福祉活動を理解し、地域福祉の推進に熱意がある者を、各町(内)会が地区担当民生委員児童委員と協議のうえ推薦し、能美市社会福祉協議会長が委嘱します。

(任期)

福祉推進員の任期は2年とします。但し、再任は妨げないものとします。
任期途中に交代した福祉推進員の任期は、前任者の残任期間とします。

(助成金の支払い)

当該年度の10月末までに振り込みます。

(助成金の額)

助成金の額	備考
一人当たり5,000円 (一年間の活動費として)	※事前に町(内)会が指定する地域福祉委員会の口座に振り込みます。 ※個人活動費なので本人へお渡しください。

◆福祉推進員数を増減する場合は、事前に社会福祉協議会までご連絡ください。

(3) いきいきサロンにかかる助成

① 地域福祉委員会いきいきサロン活動助成

(目的)

町(内)会において設置される地域福祉委員会活動の中のふれあいいきいきサロン(以下、「サロン」という。)活動に対して、助成することにより、地域福祉委員会活動の充実を促し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とします。

(助成対象)

各町(内)会を単位とした地域(地区)福祉委員会とし、サロンを開催しているところ。

・この助成対象は、小地域単位(概ね町会ごと)にサロンを構成し、原則として町内公民館等を利用して実施。

(助成額の算出基準)

助成額の算出基準となる市社協個人会員会費の総額とサロン開催回数は、当該年の1月から12月までの合計とします。

(助成額)

助成金の額	備考
助成額は、定額1万円と、町(内)会内の市社協個人会員会費の1/2、及び町(内)会内のサロンが開催する年間回数に1千円を乗じた金額の合計額。(100 円未満切捨)	※前もって提出を頂いたサロンの口座に振り込みます。

(助成額の支払い)

助成額は、4月末までに前年度助成額の1/2、10月末までに当該年度助成見込み額の1/3、翌年3月末までに当該年度助成額を算出して残額を支払います。ただし、前年度助成額が1万円未満の場合は、当該年度助成額を3月末までに一括で支払います。

(提出)

毎年9月末までに中間報告書、1月末までに活動報告書、3月末までに会計報告書及び翌年度の実施計画書を提出下さい。

* 地域福祉委員会いきいきサロン活動助成要綱 P.24 参照

② 一人暮らし高齢者昼食会助成

(目的)

各町(内)会における、一人暮らし高齢者昼食会の実施に対して、助成することにより、一人暮らし高齢者の見守り・支えあい活動の充実を促し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とします。

(助成対象)

満75歳(4月1日現在)以上の一人暮らし高齢者とし、下記の活動に対して助成を行います。

- ① 助成対象者を含めた昼食会または昼食を取る機会の実施。
- ② ①を実施した際に、参加できなかった対象者に対し、弁当等昼食相当のものを届ける声かけ・見守り訪問活動。
- ③ その他、町(内)会単位の上記に充当する活動。

(提出)

活動報告書及び助成金交付申請書は、事業実施後に提出ください。

(助成金の支払い)

助成金交付申請書の受付の翌月に振り込みます。

(助成金の額)

助成金の額	備考
1人当たり当該年1回に限り 700円	※助成の対象者(満75歳以上(4月1日現在)の一人暮らし高齢者)は、民生委員・児童委員に確認してください。 ※前もって提出を頂いたサロンの口座に振り込みます。

*一人暮らし高齢者昼食会助成事業要綱 P.25～26 参照

③ 地域福祉委員会 おでかけサロン助成

(目的)

各町(内)会において設置される地域福祉委員会活動において行う、一人暮らし高齢者を含む少し虚弱な方に対しての外出の機会と住民同士の交流の機会の実施に対して、助成することにより、見守り・支え合い活動の充実を促し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とします。

(助成対象)

満75歳(4月1日現在)以上の一人暮らし高齢者を含む5名以上で町外へ出かける活動。実施に際しては、普段外出をしにくい少し虚弱な方や、障がいのある方等が参加できるような配慮をお願いします。

(提出)

実施報告書及び助成金交付申請書を実施後に提出ください。

(助成金の支払い)

助成金交付申請書の受付の翌月に振り込みます。

(助成金の額)

助成金の額	備考
当該年3回まで 1回につき 7,500円	※助成の対象者(満75歳以上(4月1日現在)の一人暮らし高齢者)は、民生委員・児童委員に確認してください。 ※前もって提出を頂いたサロンの口座に振り込みます。

* 地域福祉委員会おでかけサロン助成事業要綱等 P.27～28 参照

4. 資 料

- ・地域福祉委員会活動助成実施要項
- ・地域福祉委員会活動ヒント探し講座【充実編】助成状況一覧
- ・地域助け合い活動整備事業助成状況一覧
- ・地域福祉委員会いきいきサロン活動助成要綱
- ・一人暮らし高齢者昼食会助成要綱等
- ・地域福祉委員会 おでかけサロン助成事業要綱等

地域福祉委員会活動助成実施要綱

1. 目的

この要綱は、各町会・町内会において設置される地域福祉委員会活動に対して助成することにより、地域福祉委員会活動の充実を促し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2. 実施主体

実施主体は、社会福祉法人能美市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とする。

3. 助成対象

町会・町内会を単位とした地域福祉委員会（「地区福祉委員会」を含む。以下同じ）

4. 対象事業

以下のア、イ、ウ、エの事業を対象とする。

ア 地域福祉委員会活動ヒント探し講座「充実編」

地域福祉委員会活動ヒント探し講座「充実編」に申込み、指定された地域福祉委員会。市社協と連携を図りながら、その取り組みを報告するなど、モデルとなるような活動。

イ 地域福祉委員会活動推進会議調査・研究事業

当該年度の前年度までにおいて、アに該当する事業を終了した地域福祉委員会。市社協と連携を図りながら当該年度において、別紙「地域福祉委員会活動推進会議調査・研究事業実施要領」に則り活動するほか、市社協の指定する会議に参加し、その取り組みを報告するなどの活動。

ウ 地域助け合い活動整備事業

各地域福祉委員会において、住民主体の生活上の困りごとに対する助け合い活動の基盤を整備し、助け合いの地域づくりを推進する活動。

エ 福祉推進員活動事業

市社協の活動方針にもとづき、別紙「能美市福祉推進員設置要綱」に則り、地区担当民生委員・児童委員と連携しながら、行う活動。

5. 対象経費及び助成額

（１）対象となる経費は、以下のとおりとする。

諸謝金、会議費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、通信運搬費、手数料、損害保険料、その他

(2) 助成額

この事業の助成額は、4. 対象事業のア、イ、ウ、エの各事業について次のとおりとする。

ア 一充実編地域福祉委員会あたり、受講年度初回に限り20,000円

イ 一活動推進会議地域福祉委員会あたり、年間10,000円

ウ 一地域福祉委員会あたり、立ち上げ時初回に限り10,000円

エ 福祉推進員1人あたり、年間5,000円

6. 申請

助成申請をしようとする町会・町内会及び地域福祉委員会は、別に定める日までに

「地域福祉委員会活動助成申請書」【様式1】、「地域福祉委員会活動助成振込口座届出書」【様式2】を市社協会長に提出するものとする。ただし、ウの地域助け合い活動整備にかかる事業については、別に「地域助け合い活動整備事業届出書」【様式3】を市社協会長に提出するものとする。

その他、アとウとエ、イとウとエは、併せて申請することができる。

7. 助成の決定

助成の決定は、申請内容を勘案のうえ、市社協において行う。

8. 事業実績の報告

助成申請をした町会・町内会及び地域福祉委員会は、「地域福祉委員会活動報告書」【様式4】を市社協会長に提出するものとする。

9. その他

この要綱に定めるほか、必要な事項は、市社協会長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

地域福祉委員会活動ヒント探し講座「充実編」助成状況一覧

R7.4.1 現在

根上地区			寺井地区			辰口地区		
No	地域(地区) 福祉委員会	助成年度	No	地域(地区) 福祉委員会	助成年度	No	地域(地区) 福祉委員会	助成年度
1	赤井町	H 28 年度	1-1	寺井町	R 5 年度	1	和佐谷町	H 30 年度
2	西任田町	H 22 年度	-2	横町	H 23 年度	2	岩本町	H 25 年度
3	五間堂町	H 25 年度	-3	山道	H 30 年度	3	灯台笹町	H 30 年度
4	中庄町	H 24 年度	-4	中町	H 28 年度	4	大口町	H 30 年度
5	福岡町	H 30 年度	-5	北町	R 元年度	5	宮竹町	H 23 年度
6	西二口町	H 24 年度	-6	九谷町	H 22 年度	6	三ツ口町	H 26 年度
7	中ノ江町	R 元年度	2	小長野町	H 29 年度	7	長滝町	H 30 年度
8	高坂・根上町	H 28 年度	3	大長野町	H 27 年度	8	筋生町	R 元年度
9-1	下ノ江町		4	小杉町	R 元年度	9	岩内町	H 30 年度
-2	下ノ江町	H 30 年度	5	末信町	H 26 年度	10	火釜町	H 25 年度
-3	下ノ江町サントウ	R 4 年度	6	牛島町	H 25 年度	11	来丸町	H 26 年度
10	浜開発町	R 元年度	7	佐野町	H 27 年度	12	山田町	H 30 年度
11	大成町	H 22 年度	8	泉台町	H 22 年度	13	三ツ屋町	H 24 年度
12	福島町	H 29 年度	9	湯谷町	H 29 年度	14	倉重町	H 27 年度
13	吉原町	H 26 年度	10	石子町		15	出口町	
14	吉原釜屋町		11	末寺町		16	辰口町	R 4 年度
15	大浜町	H 27 年度	12	秋常町	H 29 年度	17	湯屋町	R 3 年度
16	中町	H 27 年度	13	新保町	H 23 年度	18	上徳山町	
17	浜町	H 23 年度	14	粟生町	H 25 年度	19	下徳山町	H 27 年度
18	道林町	H 25 年度	15	三道山町		20	上開発町	R 5 年度
19	山口町	H 23 年度	16	吉光町	H 26 年度	21	下開発町	H 26 年度
			17	東任田町	H 24 年度	22	徳久町	R 元年度
			18	緑町	H 28 年度	23	荒屋町	H 28 年度
						24	高座町	R 2 年度
						25	下清水町	R 5 年度
						26	上清水町	R 元年度
						27	北市町	R 元年度
						28	和気町	H 23 年度
						29	和光台	H 28 年度
						30	寺島町	H 29 年度
						31	館町	H 30 年度
						32	金剛寺町	H 29 年度
						33	坪野町	R 元年度
						34	鍋谷町	H 24 年度
						35	仏大寺町	H 29 年度
						36-1	緑が丘	H 22 年度
						-2	緑が丘 1	R 3 年度
						-3	緑が丘 2	R 2 年度
						-4	緑が丘 3	R 4 年度
						-5	緑が丘 4	R 2 年度
						-6	緑が丘 5	R 3 年度
						-7	緑が丘 6	R 4 年度
						-8	緑が丘 7	R 元年度
						-9	緑が丘 8	R 2 年度
						-10	緑が丘 9	R 3 年度
						-11	緑が丘 10	R 4 年度
						37	松が岡	H 22 年度

*助成年度が空白の地域福祉委員会が、
未受講地域福祉委員会です。

*令和 6 年度より、「実践編」⇒「充実編」に
名称を変更しています。

地域助け合い活動整備事業助成状況一覧

R7.4.1 現在

根上地区			寺井地区			辰口地区		
No	地域(地区) 福祉委員会	助成年度	No	地域(地区) 福祉委員会	助成年度	No	地域(地区) 福祉委員会	助成年度
1	赤井町	R 元年度	1-1	寺井町		1	和佐谷町	
2	西任田町	H28年度	-2	横町	H30年度	2	岩本町	H28年度
3	五間堂町	H30年度	-3	山道	H29年度	3	灯台笹町	R5年度
4	中庄町		-4	中町	H30年度	4	大口町	R2年度
5	福岡町	R6年度	-5	北町	H28年度	5	宮竹町	H28年度
6	西二口町	H28年度	-6	九谷町	H28年度	6	三ツ口町	H29年度
7	中ノ江町	R 元年度	2	小長野町	R4年度	7	長滝町	
8	高坂・根上町	H29年度	3	大長野町	H28年度	8	筋生町	
9-1	下ノ江町	R3年度	4	小杉町	H28年度	9	岩内町	
-2	下ノ江町	R4年度	5	末信町	H28年度	10	火釜町	H28年度
-3	下ノ江町サントウ	R4年度	6	牛島町	R6年度	11	来丸町	H28年度
10	浜開発町	R2年度	7	佐野町	H30年度	12	山田町	H30年度
11	大成町	H28年度	8	泉台町	H28年度	13	三ツ屋町	H30年度
12	福島町	H29年度	9	湯谷町	H28年度	14	倉重町	H29年度
13	吉原町	R 元年度	10	石子町	H28年度	15	出口町	
14	吉原釜屋町		11	末寺町		16	辰口町	H29年度
15	大浜町		12	秋常町	R4年度	17	湯屋町	H28年度
16	中町	H28年度	13	新保町	H28年度	18	上徳山町	H28年度
17	浜町	H30年度	14	栗生町	R3年度	19	下徳山町	H30年度
18	道林町	H30年度	15	三道山町	H28年度	20	上開発町	H29年度
19	山口町	H28年度	16	吉光町	H30年度	21	下開発町	H28年度
			17	東任田町	R5年度	22	徳久町	H28年度
			18	緑町	H30年度	23	荒屋町	H29年度
						24	高座町	R3年度
						25	下清水町	H28年度
						26	上清水町	R5年度
						27	北市町	H29年度
						28	和気町	
						29	和光台	H28年度
						30	寺畠町	H28年度
						31	館町	
						32	金剛寺町	H28年度
						33	坪野町	R2年度
						34	鍋谷町	H30年度
						35	仏大寺町	H28年度
						36-1	緑が丘	H28年度
						36-2~11	緑が丘 1~10	R4年度
						37	松が岡	R5年度

地域福祉委員会いきいきサロン活動助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各町会・町内会（以下、「町会」という。）において設置する地域福祉委員会活動の中のふれあいいきいきサロン（以下、「サロン」という。）活動に対して、助成することにより、地域福祉委員会活動の充実を促し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とする

(実施主体と助成財源)

第2条 実施主体は、社会福祉法人能美市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）とし、助成財源は市社協個人会員会費とする。

(助成対象)

第3条 助成対象は、町会が設置する地域福祉委員会とし、サロンを開催しているところとする。

2 この助成対象は、小地域単位（概ね町会ごと）にサロンを構成し、原則として町内公民館等を利用して実施をすること。

(助成額)

第4条 助成額は、定額1万円と、町会内の市社協個人会員会費の50%、及び町会内のサロンが開催する年間回数に1千円を乗じた金額の合計額（100円未満切捨）とする。ただし、定額については、サロンを開催していない地域福祉委員会には、支払わない。

(助成額の算出基準)

第5条 助成額の算出基準となる市社協個人会員会費の総額とサロン開催回数は、当該年の1月から12月までの合計とする。

(助成額の支払い)

第6条 助成額は、4月末までに前年度助成額の1/2、10月末までに当該年度助成見込み額の1/3、翌年3月末までに当該年度助成額を算出して残額を支払う。ただし、前年度助成額が1万円未満の場合は、当該年度助成額を翌年3月末までに一括で支払う。

(報告の義務)

第7条 サロンについては、毎年9月末までに中間報告書（様式2）、1月末までに活動報告書（様式3）、3月末までに会計報告書（様式4）及び、翌年度の実施計画書（様式1-1、1-2）を市社協会長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

- 附則
1. この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
 2. 本要綱が対象となるサロンには、「ふれあいいきいきサロン事業実施要綱」は対象としない。
 3. この要綱は、平成22年11月1日から施行する。
 4. この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
 5. この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
 6. この要綱は、平成28年11月1日から施行する。
 7. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

一人暮らし高齢者昼食会助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各町会・町内会（以下、「町会」という。）における、一人暮らし高齢者昼食会の実施に対して、助成することにより、一人暮らし高齢者の見守り・支えあい活動の充実を促し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、社会福祉法人能美市社会福祉協議会とする。

(助成の対象者と助成対象内容)

第3条 助成の対象者は、満75歳以上の一人暮らし高齢者とし、下記の活動に対して、「一人暮らし高齢者昼食会開催事業活動報告書及び助成金交付申請書（以下：助成申請書）」を基に助成を行う。

- ① 助成対象者を含めた昼食会または昼食を取る機会の実施。
- ② ①を実施した際に、参加できなかった対象者に対し、弁当等昼食相当のものを届ける声かけ・見守り訪問活動。
- ③ その他、町会単位の上記に充当する活動。

(助成額)

第4条 助成は、1人当たり当該年1回に限り700円とする。

(助成金の支払い)

第5条 助成金は、原則として助成申請書の受付後、翌月にいきいきサロンで指定の口座へ振込みを行う。

(その他)

第6条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

一人暮らし高齢者昼食会助成 内規

【開催方法について】

- ・昼食会の開催は複数回としてもよいが、助成は1人あたり当該年1回に限り700円とする。
⇒参加できなかった人に対しては、自宅に昼食相当のもの（弁当やお菓子など）を届ける。または、後日改めて開催して招待をしてもよい。

【対象者の把握について】

- ・対象者については、満75歳以上の一人暮らし高齢者とし、各町会実施者が担当地区の民生委員・児童委員に確認を行う。

【助成について】

- ・本助成は、いきいきサロン等助成などとあわせて申請することが出来る。

附則 この内規は、令和5年4月1日から施行する。

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

地域福祉委員会 おでかけサロン助成事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、能美市町会・町内会（以下、「町会」という。）における、一人暮らし高齢者を含む少し虚弱な方に対しての外出の機会と住民同士の交流の機会の実施に対して、助成することにより、見守り・支えあい活動の充実を促し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、社会福祉法人能美市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）とする。

(対象となる活動)

第3条 地域福祉委員会が行う、満75歳以上の一人暮らし高齢者を含む5名以上で町外へ出かけることを基本とした活動に対して、「おでかけサロン実施報告書及び助成金交付申請書（以下、「助成申請書」という）」を基に助成を行う。実施に際しては、普段外出をしにくい少し虚弱な方や、障がいのある方等が参加できるような配慮をする。

(助成額及び実施回数)

第4条 助成額は、1町会当たり1回につき7,500円とし、実施は当該年3回までとする。

(助成金の支払い)

第5条 助成金は、助成申請書の受付後、翌月に指定口座へ振込みを行う。

(その他)

第6条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

地域福祉委員会 おでかけサロン助成事業 内規

1. 対象となる活動

町会・町内会（以下、「町会」という。）単位で行ういきいきサロン等が、一人暮らし高齢者（満75歳以上）を含む5名以上で、町外へ出かける活動。但し、一人暮らし高齢者が参加できない場合は、普段外出をしにくい少し虚弱な方や、障がいのある方等が参加できるよう配慮した外出活動。（バスの利用にこだわらず、いきいきサロン等の実情に合わせた方法で行う）

- ① バス・車等を利用した旅行（日帰り・宿泊どちらでも可）
- ② 町外へのハイキング・施設見学
- ③ その他、町会単位の上記に充当する活動

2. 実施方法等

地域福祉委員会は、民生委員・児童委員、福祉推進員等と連携を図りながら行う。

※「いきいきサロン」などの地域の通いの場のひとつの行事として、一人暮らしの高齢者及び、普段外出をしにくい少し虚弱な方や、障がいのある方等を交えて行ってもよい。

※申し込みの際には、一人暮らし高齢者の方が参加することを確認する。

3. 注意事項

(1) マイクロバスの貸出しについて

- ① 使用者は、事前に予約状況を確認して2週間前までに利用の申込みをする。当該年3回までとする。
- ② 2台の貸出しを可能とする。（2台使用しても、1回の助成額とする。）
- ③ 貸出しは月～金（祝日除く）とし、運行範囲は石川県内とする。
- ④ 使用者は使用後に燃料の消費量を補給したうえで所定の場所へ返却する。
- ⑤ 使用をキャンセルする場合は、速やかに社会福祉協議会へ連絡する。

(2) マイクロバスの運転について

- ① 運転手は能美市シルバー人材センターへ依頼することとし、申込み及び運転手の労働者派遣基本契約は社会福祉協議会が行う。（申込時、当日の簡単な行程表が必要）
- ② シルバー人材センターとの契約上、当日の急な行き先変更はできない。
- ③ 万が一、マイクロバスの使用中に故障、または事故などが発生した場合は、速やかに社会福祉協議会へ連絡する。
- ④ マイクロバスの貸出しが可能でも、シルバー人材センター登録運転手を確保できない場合がある。

(3) 運転手の賃金について

- ① 運転手の賃金は、マイクロバスが出庫した時点から、入庫した時点までの時間が対象となり、使用者が支払う。運転手が行き先で待機している場合は、待機時間も賃金の対象となる。
- ② 県内での遠方（能登方面など）に出向く際などで宿泊する場合は、運転手の宿泊代を使用者が負担する必要がある。（但し、宿に到着後から出発までの間は賃金は発生しない。）
- ③ 使用者あてに石川県シルバー人材センターより請求書が届くので、使用者が振込にて支払う。（振込手数料は使用者の負担となる。）
- ④ キャンセルについては、運転手のキャンセル料が発生する場合があります、その場合は、使用者の負担となる。

(4) 車イスが必要な方が複数名参加される場合は、車イスの貸出しを行う。

※1台程度の場合は、各地区あんしん相談センターでの借用が可能。

4. その他

本助成は、いきいきサロン・一人暮らし高齢者昼食会助成と併せて助成申請を行うことが出来る。

附則 この内規は、令和3年4月1日から施行する。

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

地域福祉委員会活動のてびき

発行 令和 7年 7月

社会福祉法人能美市社会福祉協議会

住 所：能美市寺井町た8番地1(市ふれあいプラザ2階)

TEL：(0761)58-6200

FAX：(0761)58-6250

E-mail: machizukuri@nomi-shakyo.jp

— 能美市社会福祉協議会ホームページ —

<http://www.nomi-shakyo.jp>



ホームページ



Facebook



Instagram



ボランティア・コミュニティ